

改善策たたき台（案）

- 東日本大震災が我が国にとって未曾有の国難であり、国民の関心や社会的影響が大きな事案であることを踏まえれば、公文書管理法においては議事録又は議事概要の作成が一律に求められているものではないとはいえ、東日本大震災に対応するために設置された各会議等において、より積極的な議事内容の記録の作成を行うことが望ましかったと考えられる。
- このため、今後、東日本大震災のような、国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項等のうち、国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態（以下「歴史的緊急事態」という。）に対応する会議等の記録が作成・保存されるよう、現在及び将来の国民に説明する責務の観点から、以下の方針に基づき早急に再発防止に向け必要な改善策を講じるべき。

1. 歴史的緊急事態に対応する会議等について作成・保存すべき記録の内容

前提：公文書管理法第4条は、①行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程と②行政機関の事務及び事業の実績に関するものを区別
→ 歴史的緊急事態に対応する会議等は、①意思決定型、②事務事業型の2種類に分類し、その性格に応じて記録を作成・保存

(1) 意思決定型の会議等

政府全体として国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態に対応するため、政策等の決定又は了解を行うもの。

<具体例>

原子力災害対策本部、緊急災害対策本部、政府・東京電力統合対策室、電力需給に関する検討会合

<作成・保存すべき記録>

会議等における決定又は了解及びその経緯に関する5W1H（when, where, who, what, why, how）の記録

具体的には、開催日時、開催場所、出席者、議題、発言者及び発言内容を記録した議事録又は議事概要、決定又は了解を記録した文書、配布資料等を作成・保存する。

(2) 事務事業型の会議等

国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態に関する各行政機関の対応を円滑に行うため、政府全体として情報交換を行うもの。

<具体例>

被災者生活支援チーム、官邸緊急参集チーム

<作成・保存すべき記録>

事務及び事業の実績に相当する当該チームの活動にかかる5W1Hの記録

具体的には、議事録又は議事概要という形式よりも、むしろ活動の記録として、活動期間、活動場所、チームの構成員、その時々での活動の進捗状況や確認事項（共有された確認事項、確認事項に対して構成員等が具体的にとった対応等）を記載した文書、配布資料等を作成・保存する。

2. 歴史的緊急事態に対応する会議等における記録の作成・保存を確保する仕組み

前提：行政文書の作成は、各行政機関において責任を持って行うことが公文書管理法の要請。ガイドラインにおいて、点検・監査等の行政機関における事後チェックの仕組みを設けている。

一方で、公文書管理法は、公文書管理に関するコンプライアンスの仕組みとして内閣府に管理状況の報告・資料提出要求、実地調査や勧告等の権限を付与。

(1) 各府省の対応

①事前の対応

- ・事前にマニュアル等を整備し、歴史的緊急事態に対応する会議等の議事内容の記録の作成、事後作成の場合の方法・期限（原則3か月以内。3か月を超えても作成することが困難であることが想定される場合は、事後作成に支障を来さないようにするための措置を講じる。）、記録の作成の責任体制、記録の作成も含めた訓練等を行うなどを明確化する等の措置。
- ・歴史的緊急事態に対応する会議等については、法が求める以上の記録の作成・保存が求められることを周知

②事後の対応

- ・事後作成のための資料の保存状況や文書の作成・保存状況を適時点検するなど、マニュアル等に沿った対応がなされているかを確認

(2) 内閣府（公文書管理課）の対応

- 「(1) 各府省における仕組み」に基づく各府省の取組のみでは不十分又は不十分であるおそれがある場合には、公文書管理法における管理状況の報告・資料提出要求、実地調査や勧告等の仕組みを背景に、内閣府において文書の作成・保存状況の調査を行った上で、さらに必要がある場合には文書の作成・保存を求めるなどのより積極的な対応が必要
- 1. 及び2. について、行政文書の管理に関するガイドラインの改正など、公文書管理の運用ルールとして明定するとともに、公文書管理法の趣旨を改めて徹底

3. 今後の検討

前提：公文書管理法は、各行政機関における行政文書の管理の状況について、毎年度報告を受ける仕組み

また、公文書管理法の施行後5年を目途として、施行の状況を勘案して検討を行い、必要な措置を講ずることが規定

→ これらを踏まえ、歴史的緊急事態に対応する会議等以外の重要な意思決定の過程に係る記録の作成について、引き続き検討を行う。また、平成23年度の公文書管理の状況報告など法の運用状況を点検しつつ、その他の法の運用上の課題についても検討を行うべき。